県有財産賃貸借契約書（案）

貸付人　大分県知事　佐藤　樹一郎（以下「甲」という。）と借受人
（以下「乙」という。）とは、次の事項により、県有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）
第１条　甲、乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸借物件）
第２条　甲は、下記の県有財産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付けることとする。
（１）所　在　地　大分市舞鶴町１丁目６７番
（２）貸 付 物 件　土地　１，８６１．５２㎡（公簿）
（３）既設物件等　水道、汚水枡、ガス管

（貸付期間等）
第３条　貸付期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間とする。

２　乙は、前項の期間を変更しようとするときは、甲に協議し、県有財産貸付期間変更承認申請書を提出するものとする。

（指定用途）
第４条　乙は貸付物件を、直接県有財産貸付申請書に記載した使用目的の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。

（貸付料）
第５条　貸付料は、年額　　円とする。

（貸付料の支払）
第６条　乙は、甲の発行する納入通知書により、貸付料を甲に支払うものとする。

（延滞金）
第７条　乙は甲が定める納入期限までに貸付料を納入しない場合に、納入期限の翌日から起算して納入した日までの期間に年１４．６パーセントの割合を乗じて得た延滞金を甲に支払わなければならない。

（使用上の制限）
第８条　乙は、貸付物件又は設置物件の原状を変更しようとするときは、事前に変更の理

由を記載した承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約不適合責任）
第９条　乙は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足等契約の不適合があった場合においても、甲に対し損害賠償の請求をすることはできない。

（転貸等の禁止）
第１０条　乙は、書面による甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸、又は、当該地に乙が設置した物件に賃貸権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

（管理義務）
第１１条　乙は貸付物件を別紙特記仕様書に定めるところにより、常に善良な管理者の注意をもって維持管理をしなければならない。

（契約の解除）
第１２条　次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。
（１）乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
（２）甲において、公用、公共用、又は公共事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

（貸付物件の返還等）
第１３条　第３条に定める賃貸期間が終了したとき、又は、第１２条の規定により契約の解除があったときは、乙は、甲の指定する期日までに貸付物件を原形に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、既存工作物を撤去する際に「原形変更承認書」により原形回復を求めないとしたときはこの限りではない。

（損害賠償）
第１４条　乙は、この契約に定める義務に違反したため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）
第１５条　乙は、第１３条の規定により返還する場合において、乙が貸付物件に対して投じた有益費、修繕費その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

（契約の費用）
第１６条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）
第１７条　この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、

甲、乙が協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書２通を作成し、各自記名押印のうえ、各自１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

貸　付　人（　甲　）　　大分県知事　　佐　藤　樹　一　郎

借　受　人（　乙　）

特記仕様書

1　使用者は、近隣の住民その他に迷惑をかけることのないよう、十分注意をすること。

2　使用者は、使用中のトラブル及び住民より苦情等があった場合には、使用者の責任において、しかるべき対処をすること。